

四半期・中間を統合した「(仮称)期中会計基準等」、検討開始 ―ASBJ―

去る10月29日、企業会計基準

委員会は、第535回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

四半期報告書制度の見直しへの対応

四半期報告書制度の見直しに関連する課題として挙げられていた、四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した会計基準等の開発の要否について審議が行われた。

事務局からは、中間決算と四半期決算で同じ会計基準等に基づき決算をすることができよう、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した期中財務諸表に関する会計基準等（(仮称)期中会計基準等）の開発を行う案が示された。

また、当基準等の開発を行うにあたり、企業の報告の頻度（年次、半期、または四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されるのではないとする原則を採用するとともに、中間会計基準等において定められた経過措置の適用について次の案が示

された。

- ・ 一般債権の貸倒見積高の算定、未実現損益の消去における簡便的な会計処理→認める
- ・ 有価証券の減損処理、棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法→従前から期中会計期間末において切放し法を採用している場合には、例外的に継続適用を認め、期中会計期間末において切放し法を採用している場合には、その旨を注記する。

委員からは、方向性に異論は聞かれなかった。

金融資産の減損

第227回金融商品専門委員会（2024年11月10日号（No.1726）情報ダイジェスト参照）に引き続き、主に次の審議が行われた。

(1) オプションの開示

企業が個別に選択可能なオプションを適用した際の開示に関して、企業が企業会計原則注解および企業会計基準24号に照ら

して重要な会計方針に該当すると判断したオプションについて、重要な会計方針として注記する等の事務局案が示された。

委員から、「利用者として有用な開示」と賛成意見が聞かれた。

(2) 今後の審議の進め方

事務局より、減損に関するIFRS9号「金融商品」、IFRS7号「金融商品・開示」の規定を金融商品会計基準等に取り込むにあたって、金融商品会計基準に取り込むもの、新たに開発する適用指針に取り込むもの、いずれにも取り込まないものに峻別を行う等の審議の進め方が提案された。

委員から反対意見は聞かれなかった。

バーチャルPPA

第162回実務対応専門委員会（2024年11月10日号（No.1726）情報ダイジェスト参照）に引き続き、主に次の審議が行われた。

(1) 会計処理に関する基本的な考え方

バーチャルPPAにおいて差金決済のみに着目してデリバティブの該否の検討を行うのではなく、需要家にとって契約の主たる目的である非化石証書の取得について、非化石証書や契

約の特徴を踏まえてどのような会計処理が経済実態を表すのかの検討を行うなどの考え方が示された。

委員からは、賛意が聞かれた。

(2) 会計処理の検討

事務局より、①対価の支払義務に関する負債の認識時点、②負債の認識時点の会計処理、③追加的な論点について、分析がなされ、そのうち①について、次の事務局提案が示された。

- ・ 負債の認識時点について、(i) 発電時、(ii) 一般送配電事業者における発電量の通知時点

(iii) 発電量の認定時点が考えられる。

・ (i)の時点から需要家は対価に対する実質的な支払義務を負っていると考えられるが、本プロジェクトが対象とする取引の目的が非化石証書の取得であることを踏まえると、非化石価値が認定され、需要家の支払義務が確定した(iii)で負債を認識する。

委員からは、「今後、(i)で認識したいニーズが出てきた場合の対処も考慮してほしい」との意見が聞かれた。

温室効果上のGHG排出量の報告規定に代わる取扱い、再公開草案へ

―ASBJ―

去る10月30日、ASBJは第42回サステナビリティ基準委員会を開催した。

3月29日に公表されたサステナビリティ開示ユニバーサル基準案およびサステナビリティ開示ターマ別基準案（以下、ターマ別基準のうち気候関連開示基準案を「気候基準案」という）に寄せられたコメントへの対応案について、審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。気候基準案の温室効果に基づくGHG排出量の報告に関する検討

検討

(1) 気候基準案53項および54項の取扱い

本公開草案では、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）（以下、「GHGプロトコル」という）に従って温室効果ガス（GHG）

排出を測定しなければならぬと提案している。ただし、地域の当局または企業が上場する取引所が、GHG排出を測定するうえでGHGプロトコルとは異なる方法を用いることを要求している場合、当該方法を用いることができることとされている（気候基準案51項）。

また、わが国においては、温対法におけるGHG排出量の報告のための算定期間と当該企業のサステナビリティ関連財務開示（および関連する財務諸表）の報告期間に差異が生じる場合が認められたことから、温対法に関する追加の定めとして、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日において、すでに当局に提出したGHG排出量のデータのうち、直近のものを用いなければならないとされている（気候基準案53項）。

さらに、算定期間と報告期間の差異が1年を超える場合、追加の開示事項が気候基準案54項にて定められている。

これに対し、当局に提出した温対法に基づく排出量を用いることで得られるコスト低減の便益よりも、サステナビリティ関連財務開示の報告期間とGHG排出量の算定期間に差異が生じることにより、関連情報のつながりが希薄となり、情報の有用性が低下する可能性があるとして、強い懸念が聞かれていた。

事務局は、このような強い懸念を受け、気候基準案53項・54項の温対法に関する定めを削除し、用いる測定方法にかかわらず、報告期間に係る排出量を算定することを提案した。

委員からは、「大きな方針転換となり、作成者に非常にコストがかかる」（作成者）という反対意見や「公開草案では、利用者から反対意見が多く聞かれていたため、この変更に賛同したい」（利用者）などの意見が聞かれた。

(2) 期間調整に関する取扱い

(1) に関する検討に続いて、GHG排出量の算定期間が報告期間に一致しない場合、報告期間に係る排出量を算定するにあたっては報告期間と同一の調整をすることが必要になるが、どのように調整するのが問題になると考えられる。

この点、調整方法についてはさまざまな方法が考えられるため、S B J基準においては「合理的な方法により調整しなければならない」と定め、その具体的な方法は解説記事によって調整計算の事例を提供するとの提

ポジティブ・メンタルヘルス

「夢の国」でみた夢

メンタルクリエイター 江口 毅

四半世紀ぶりに東京ディズニーリゾートに行ってきました。筆者はディズニーにあまり興味がなく、ほとんど行ったことがありませんでした。ディズニー自体を毛嫌いしてきたわけではなく、単に人混みと行列に並ぶことが苦手なので、そのような場所に興味がありません。

旅行はいつも観光客が少ない平日に行く決めていました。また、たとえどんなに美味しい料理を提供する店でも、行列ができていくというだけで避けてしまいます。せつかちというわけではないので、いまだに田舎育ちが抜けていないのかもしれない。

人混みと行列に並ぶことが苦手とはいえ、行ったら行ったで楽しんでしまないと損ですから、思う存分楽しんできました。ディズニーシーに入場してからすぐにドナルドダックに尻相撲の勝負を挑みました。ターゲット・トークというアトラクションでは、なんとウミガメのフラッシュから指名されました。また、いつもいただいてばかりだった大好きなチョコワランチを、今回はお土産として大量に購入しました。街並みも美しく、キャストの皆さんの対応も気持ちよく、エンターテインメントとし

て満喫することができました。

しかし、何よりも印象に残ったのはキャラクターやアトラクションなどではなく、そこにいるゲストとキャストの誰もが笑顔で過ごしているという光景でした。電車のなか、職場、街を行き交う人たちのどこをみても不機嫌な顔をしている人が増えたこの世のなかで、見渡せば笑顔の人しかいないというのは、ひとつの奇跡を目撃している感覚でした。喫煙所のなかでさえ、キャラクターTシャツを着た人、耳のついた力チューンシャツをつけている人、ミッキーの形をしたサングラスをかけた人たちが溢れ、喫煙所らしくたぬなんともほのぼのした雰囲気でした。

このように来場した人たちがすべてを笑顔にするというのがディズニーのすごさであり、「夢の国」といわれるゆえんなのかもしれない。そんなことを感じると同時に、誰もが普段からこんな笑顔で、機嫌よく過ごすことができたらのなら、私たちが暮らすこの国はもつと幸せになっているはずだろうと、そんなことも感じずにはいられません。

そんな思いからある夢想をしてみました。たとえば、通勤電

車の中で多くの人が耳のついた力チューンシャツをつけたり、職場の同僚に対してディズニーのキャストのように気持ちよく接したり、ハロウィンでもないのに仮装した人が街の人の目を楽しませたり、イベント会場でもないのに着ぐるみを着た人が歩いていたり、誰もがすぐに落ちていくごみを拾ったりする世界が日常だったらどうだろうか。

突拍子もない話です。でも、こんな世界は、とても自由で幸福だと感じませんか。誰もが自分らしく好きなことをして、それを見た周りの気持ちが明るくなつて、お互いに他人に親切で、皆が笑顔で過ごしている世界です。私たちが一人ひとりの小さな勇気、ささやかな思いやり、少し口角を上げることなどによって、もしかすると「夢の国」はつくれるのかもしれない。そうしたら、そのときディズニーはその使命を終えるのかもしれない。

私たち一人ひとりの小さなポジティブな変化によって、自分たちができたなら、どんなに素敵なことでしょうか。四半世紀ぶりに行った夢の国で、そんな夢を想像しました。

案が示された。

委員からは、「解説記事を作成する前に、合理的な方法での調整の実例やそれが実行可能なかどうかを共有しなければ、基準を確定するのも困難なので」との懸念の声も聞かれた。事務局は「いくつかの企業の実例を皆さんにご確認いただきたいから進めていく」と回答した。

(3) 再公開草案の要否の検討
事務局は、(1)および(2)において、本公開草案の一部の提案を取り下げて新たな提案を行っているため、公開草案を再度公表しコメントを募集することも考えられるが、すでに公開草案において賛否両論のコメントが寄

せられているため、追加的な情報が入手できる蓋然性が低いとも考えられることから、公開草案を公表せず、基準を確定することに注力すべきと提案した。

委員からはおおむね賛同する意見が聞かれたが、作成者の委員からは、再公開草案を行わないことに対して強い懸念が聞かれた。

事務局は、前記の懸念を受け、企業にとってサプライズとなることを避けることや成案となる前に広く意見を募る必要があるとして、当該部分に限定した再公開草案を行うと回答した。なお、本基準の3月公表予定に変わりはないとしている。

結果、次の2つの条件がいずれも満たされたときに、企業がソフトウェア開発費用の資本化を開始することを要求している。

- ① マネジメントがソフトウェア・プロジェクトへの資金提供を承認し、「ミットしたこと」
- ② プロジェクトが完了し、そのソフトウェアが意図した機能を果たす「可能性が高い (probable) uly」。

ソフトウェアの開発活動に重大な不確実性がある場合、前記の②の条件は満たさないが、不確実性が重大かどうかを判断するための要因には次のものが含まれる。

- ・ 開発中のソフトウェアに、斬新、独自、かつ未検証の機能や特徴、または技術的革新があるかどうか。
- ・ 企業が、ソフトウェアに求める機能と特徴（たとえば、必要な性能要求）を決定しているか、または重要な性能要求の大幅な見直しを継続しているかどうか。

公開草案は、資本化した内部利用目的のソフトウェア費用の

現金支払額を、キャッシュ・フロー計算書の「投資活動によるキャッシュ・アウトフロー」として個別に表示することも求められている。

適用関係等

公開草案の適用日と早期適用

公開草案のコメント期限は2025年1月27日である。

国際会計

VIEの企業結合に関するASU案、公表—FASB

公開草案の内容

去る10月30日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「企業結合(トピック805)と連結(トピック810)——変動持分事業体の取得における会計上の取得企業の決定」を公表した。

現行では、変動持分事業体(Variable Interest Entity (VIE))が取得される企業結合では、主要な受益者(primary beneficiary)が常に会計上の取得企業となる。しかし、関係者から、会計上の取得企業を決定するための現行の規定は、VIEを含む取引とVIEを含まない取引の間の比較可能性が欠如しているという指摘があった。この指摘に対応して、この

公開草案の適用日は未定で、来に向かつて適用のいずれかで適用される。公開草案のコメント期限は2025年1月27日である。

適用関係等

公開草案の適用日は未定で、将来に向かつて適用され、早期適用は可能である。

公開草案のコメント期限は12月16日である。

国際会計

内部利用ソフトウェアに関するASU案、公表—FASB

去る10月29日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「のれんとその他の無形固定資産—内部利用のソフトウェア(サブ・トピック350—40)——内部利用のソフトウェアの会計的を絞った改善」を公表した。

公開草案は、「ウェブサイトに

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年10月25日	「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の改正	金融庁	「有価証券報告書等の提出期限の承認の取扱い」において、すでに提出期限の延長承認を受けている発行者からの再度の延長承認申請があった場合の取扱いや、延長承認に係る事務処理の留意点を明確化するため、所要の改正を行うもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20241025-2/20241025.html	—
2024年11月1日	2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の修正について	ASBJ	企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告および移管指針の計25本について、参照する適用指針の名称を修正したり、法律条文との整合性を図るなどの形式的な変更を行うもの。会計処理および開示に関する定めの内容を実質的に変更するものではない。公表と同時に適用される。 https://www.asb-j.jp/jp/news_release/405020.html	—

金融

貸金と物価の好循環が力ギとなる 日銀の成長戦略

日銀は10月31日、10月の「経済・物価情勢の展望(展望レポート)」を公表し、物価動向を含む日本経済の行方や今後の金融政策の方針を示した。主なポイントは、消費者物価指数(生鮮食品を除く)の前年比が2024年度に2%台半ばに達し2025年度も2%程度を維持する予想と、2%の「物価安定の目標」の実現が視野に入っている点である。

この目標を達成するために、貸金と消費の安定的で持続的な好循環が重要で、特に貸金上昇と企業の価格設定への影響が注目されている。また、海外経済の成長や資源価格の動向もリスクであり、日本の物価への影響が注意点であるとしている。成長率については、海外経済が緩やかに成長を続け、日本の緩やかな金融環境のもと、潜在成長率を上回る成長が予想されている。特に設備投資やデジタル関連への投資の増加がこうした見通しを支える一方で、労働市場の逼迫が続くなか貸金の上昇が必要とされるが、これが

持続的に可能かについては慎重な見通しとなっている。今回の日銀のレポートは、日本経済の外部依存体質が、「物価安定の目標」実現の制約になっている現状を浮き彫りにしている。消費者物価指数が一時的に2%を超えたとしても、賃金上昇に結びつかなければ、持続的な物価上昇にはなりにくい。この場合、家計の購買力低下と個人消費停滞のリスクがある。このため、日銀が注目する「貸金と物価の好循環」が本格化することが力ギを握っている。また日銀が「緩やかな成長」としている状況にも、労働力不足や人口減少による供給制約が、持続的な成長に影響を与える可能性がある。さらに、日本経済は海外経済の変動に左右されやすい。たとえば海外の景気悪化が、日本の輸出減少や成長鈍化につながるリスクもある。

日銀の慎重な政策姿勢は合理的だが、インフレ目標の達成には金融政策だけではなく、政府による成長戦略との連携が欠かせないだろう。

証券

米大統領選挙結果の早期確定を期待する

日本の総選挙が終わり、米大統領選挙の行方を想像する最終局面である。投資家は方向感が定まらず、売り買いは低調、株価は弱含みとなりやすい。これは米市場だけでなく、主要国市場全体が陥る状況といえる。

日本の総選挙は、自民・公明連立与党の議席が過半数を割った。一方、野党第1党の立憲民主党は大幅に議席を増やしたが、過半数には及ばず、単独で政権を樹立できるまでには至らなかった。石破首相は選挙敗北後も首相の座にとどまる意思を明らかにしたため、11月11日に開かれる特別国会の首相指名選挙で、石破首相の続投か、新首相の選出かが決まる。首相指名選挙で勝利するために、自民・公明両党、立憲民主党の両陣営は今回の総選挙で大躍進を遂げた国民民主党を味方にすべくアプローチ合戦を繰り返しているが、まだ不透明である。

こうしたあいまいな状況は株式市場が嫌うところである。日経平均は総選挙直後こそ案外堅調であったが、その後、ダレ気

味で推移している。首相が選出されるまではこのような事態もやむを得ないだろう。

日本株価の方向性がはっきりするには、米市場の動向がみえてくる必要があるだろう。それは米大統領選挙の結果待ちを意味する。投票日は11月5日だが、大統領選挙は大接戦となることが多く、当落確定までに日数を要するケースが増えている。

ウォール街は共和党トランプ候補の当選を歓迎すると思われるが、民主党ハリス候補もプロマーケットの姿勢を強めている感があり、両者の政策姿勢の相違、対立を特別に気にする必要はないと思われる。

とにかく選挙の結果が早く確定し、そして株式市場の目が大統領選挙から米連邦公開市場委員会(FOMC)の金融政策に向くことが重要である。FOMCがインフレ鎮静、長期金利安定を踏まえて年内利下げの決定を固めれば、米株価は力強さを増し、日本を始めとする主要国市場の株価も次第に立ち直ってくるのが期待される。